一般社団法人ワールドスケートジャパンアスリート委員会規程

第１条 この規程は、一般社団法人ワールドスケートジャパン（以下「当連盟」という）のアスリート委員会（以下「委員会」という）について定める。

委員会の目的

第２条 委員会は、ローラースポーツ競技に関連する全ての事案について、当連盟に所属するアスリートの意見をまとめ当連盟の理事会に具申するとともに、アスリートの育成及びローラースポーツ競技の普及発展に貢献することを目的とする。

協議事項

第３条 委員会は理事会からの要請に基づき下記他の事項について協議し、アスリートを代表する意見として理事会に報告する。

２　競技大会環境や強化及び育成体制などの改善や整備に関すること

３　国際大会等の派遣時に於けるサポート体制の整備・改善に関すること

４　選手の地位向上に関する事

５　連盟事業に協力しローラースポーツの普及発展に寄与すること

６　その他、選手の於かれた環境等に関して改善要望や提案、意見のとりまとめ

構成

第４条 委員会の構成は次のとおりとする。

委員長 １名 副委員長 １～２名 委員 ６名以内

２ 委員長は理事会の承認を得て会長が委嘱する。

３ 委員は理事会の承認をもって任命する。

資格

第５条 当該委員会の構成委員は１８歳以上の選手である事

２ 国際選手権大会に選手として出場した経験を有する者とする。

任期

第６条 委員長、副委員長、委員の任期は２年とする。但し、再任を妨げない。

２ 委員長、副委員長または委員が補欠又は増員により選任された場合の任期は前任者 又は現任者の残任期間とする。

３ 委員長、副委員長及び委員は任期満了後も後任者が選任されるまではその職務を行う。

委員会の開催

第７条 委員会は年１回以上開催するものとし、委員長が招集する。
２ 委員は必要によりいつでも委員会の開催を求めることができる。
３ 会長、副会長、専務理事及び事務局長は会議に出席し意見を述べることができる。

議長
第８条 委員会の議長は委員長とする

決議
第９条 委員会の決議は委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。但し可否同数のときは議長の決するところによる。

活動計画等
第１０条 委員長は年間の活動計画及び予算を策定するものとするものとし、理事会の承認を得なければならない。
２ 委員会の活動に当たっては当連盟で定める旅費を支給する。

事務局
第１１条 委員会の事務は事務局が行う。

規程の変更
第１２条　本規定は理事会の議決により変更する事が出来る。
附則 １．令和５年８月１０日　執行理事会の決議に依り制定